

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画変更認可申請（化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造）【3】」

2. 日時：令和5年1月31日（火） 13時15分～14時58分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他9名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項リスト
- ・資料2 玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請の概要について
- ・資料3 玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料
- ・参考資料 基本設計方針の記載について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それでは元これから玄海原子力発電所第3号機の原子炉冷却系統施設の設計及び工事計画の辺に変更認可申請、
0:00:13	についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	それではまず九州電力の方から、資料1ですかね、前回のヒアリングで確認した事項に対するの回答をお願いします。
0:00:28	はい。九州電力の松本です。それでは前回の第2回ヒアリングでご指摘いただいた内容について、資料番号の一番確認事項リスト。
0:00:38	を用いて簡単にさらっと説明していきます。で、確認事項リストの方ですけども、前回いただいたコメントはNo.6からNo.11となっております、
0:00:49	こちら、概要を説明していきます。
0:00:52	まずナンバー6ですけども、差し込み式溶接を突合せ溶接へ変更するきっかけのとなった事例や理由について、説明を充実化することということでありましたので、補足説明資料の7の方にですね、本工事を実施する理由について整理をいたしております。
0:01:09	なので後程補足の7の方を用いてご説明をして参ります。
0:01:14	次いでナンバーの7ですけども、こちらは、今回の工事の検査成立性や検査内容について説明を充実化すること、また、ナンバーの8では、今回の工事範囲以外の差し込み式溶接箇所について、工事計画の有無を説明することとなっておりますので、こちら、No.7、No.8 合わせまして、
0:01:32	補足の7の方に記載を整理しておりますので、補足資料の7の方でご説明を後程して参ります。
0:01:40	続いてナンバーの9ですけども、こちらはコメントとしましては、申請概要資料のパワーポイントにおいて、基本設計方針が新規制基準から変更がない記載となっておりまして、新設の申請書の本文の方の基本設計方針の記載の方では、冒頭の方に、
0:01:56	たくさん国民カー番号が示されているのにこちらの記載と整合しないように努めますといったコメントをいただいたので、申請概要資料のパワーポイントのほうの記載の方を適切な記載の方へと見直してまいります。
0:02:10	こちら後程パワーポイントのほうを用いて説明して参ります。
0:02:14	続いてナンバーの中ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	基本設計方針の変更後の機体が、何の寄港時に計画認可された内容なのかをわかるように示すことというコメントをいただきましたので、こちらの基本設計方針の冒頭に書いております、認可番号の
0:02:29	書かれた複数の公認案件について、どういったものがありますんで、どういった内容を変更してますといったものを、参考資料として、
0:02:38	資料番号 2 番ですね、参考資料として示してございますのでこちらを用いて、後程説明して参ります。
0:02:45	No.11 につきましては、今回の工事範囲の耐震評価について、新規制工認時はどのような評価を行ったのかを説明することと、
0:02:54	そういったコメントを受けてましたので、今回の工事範囲の新規制工認時の評価について、補足資料の 5 の方に、追加を記載のほうを追加いたしまして、整理してございますので、
0:03:05	補足資料の 5 のほうを用いて、こちらの方の回答を進めて参ります。
0:03:10	ではNo.6 からNo.8 の補足説明資料の 7 についてまず説明を開始していきますましては、お願いします。
0:03:21	はい。九州電力の峰松です。それでは
0:03:24	質問事項リスト、資料 1-6 から 8 番につきまして、資料 3 の補足説明資料 7 を用いてご説明させていただきます。
0:03:36	資料 7、
0:03:38	補足説明資料の 7 番、補足 7-1 ページ目をご覧ください。
0:03:48	今回の工事の内容ですが、
0:03:52	差し込みの溶接管継ぎ手につきましては突合せ式の、次てのものと比較しますと、差し込み部。
0:04:00	が構造不連続部になっておりますので応力集中受けやすい形状となっております。
0:04:05	このため、
0:04:07	継ぎ手講座の改善による信頼性向上から、
0:04:11	流体振動による損傷事例が多い。
0:04:14	重点抽出系のうち、
0:04:16	抽出オリフィスつまり使用している配管及び弁の、
0:04:20	しゅんせつ箇所を差し込み、溶接から突合せ用施設に変更するものです。
0:04:25	また、配管分岐点のうち、
0:04:27	ハヤシ込み溶接を使っている箇所についても突合せ溶接に変更するために機継ぎ手を追設いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:35	その他の差し込み溶接箇所、
0:04:38	ついては、
0:04:39	他プラントの損傷情報等を注視し、必要に応じて取りかえを検討して、
0:04:44	参ります。
0:04:47	また、衛藤。
0:04:49	今回の工事実施にあたっては、配管の敷設ルートの変更は、
0:04:54	ないので従前とアクセス性は変わりません。
0:04:57	そのため、試験検査性に影響は、
0:05:00	ありませんし、100回検査、溶接部、
0:05:05	の非破壊検査語感及び分岐管ともに、PTを実施する予定です。
0:05:10	及び非破壊検査、耐圧試験等を実施しまして健全性を確認して参ります。今回の工事内容、
0:05:19	が、以上になりまして、先ほどの説明、
0:05:23	が6から8のご回答になります。衛藤工事の
0:05:28	内容等につきましては、以上になります。
0:05:33	九州電力の松本です。続きましてナンバー9のご説明は行って参ります。申請概要資料のパワーポイントをご覧ください。資料番号3番ですね。
0:05:44	ここをご覧ください。
0:05:46	いいじゃないですかね。すいません資料番号2番ですかね。9番の2番の概要集のパワーポイントをご覧ください。
0:05:59	記載を修正しました箇所は、右上ページの5番、5ページ目。
0:06:04	設計及び工事計画変換認可し、変更認可申請の内容についてのページと、次のページ6からページ8の、
0:06:15	設計及び工事計画変更認可申請に係る技術基準への適合性についての箇所について記載を修正してございます。
0:06:23	まずページ、5ページ目の方ですけれども、こちらの方基本設計方針の申請内容の箇所を、新規性基準工認及び内部溢水バックシート購入を反映した最新の基本設計方針に変更するとしまして、
0:06:38	頭のところに※書きをしております、こちらに新規制基準施行後に認可された工認、及び設工認、
0:06:46	記載の適正化等を含むといった記載にしまして、
0:06:49	新、
0:06:51	申請書本文の冒頭に書いてますすべての
0:06:55	認可工認を含んでいる内容となるように、記載を変更しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:04	次のページ 6 からページ 8。
0:07:08	につきましては、備考の欄にですね、
0:07:13	第 4 条の方でいきますと、備考の 2 ポツ目の地盤の耐震設計方針については、弱 4601 と 2 基づき実施する方針であり、新規制基準工認等から変更がないといったふうに、等を
0:07:25	追加してございます。
0:07:28	このと、
0:07:30	等に一応注書きも付しておりますましてこちら新規制下の方に、※2 の※2 で記載してございますけども、新規制基準工認及び内部溢水バックフィット購入以外の工認及び設工認については、
0:07:42	本工事の設計に関するものものではないというか注記を、藤てございます。
0:07:47	こちらですね一応、
0:07:52	こちらはですね一応、今回の設計に関わるものとして、申請基準工認と内部室バックと購入だけがございまして、それ以外の工認につきましては、先ほどのページ 5 でもありましたように、記載の適正化等が含まれてますので、
0:08:05	これらにつきましては、今回の工事の設計には関与するものではないといったものを説明している、注書きになってございます。
0:08:18	えっと、申請概要資料パワーポイント資料番号 2 番の説明は、
0:08:22	移動になります。
0:08:26	続きまして、
0:08:28	確認事項リストのナンバー10 の基本設計方針の
0:08:33	冒頭の文科番号についてですけども、こちら参考資料の方、
0:08:39	ご覧ください。
0:08:49	では、参考資料の方ですけども、まず冒頭の方に基本設計方針の記載ということで、
0:08:56	今回の
0:08:59	本市今回の申請ですけども、新規制基準施行前に認可された計画の変更認可申請となっておりますので、基本設計方針の変更前後の記載につきましては、新規性基準工認の方の記載をベースに記載してございます。
0:09:15	そういったことを書いて来、書いております。
0:09:18	また、基本設計方針の変更後の記載につきましては、ベースとした新規性基準購入を使ってはいるんですけども、新規制基準工認後に認可さ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れた、下の表にありますような購入後の設計方針も反映した内容として、
0:09:32	ございます。
0:09:33	なので今回の基本的起こしの冒頭にはですね、
0:09:37	どの、既認可工認、既認可の工事計画を記載しているかといった点で、反映した民活に工認の認可番号を記載する方針としてございます。
0:09:51	下の表の方に、
0:09:54	それぞれ原子炉冷却系統施設蒸気タービンを除くと、火災防護設備、浸水防護施設、それぞれの基本設計方針で、
0:10:02	反映してます既認可の工認件名の方、
0:10:07	一覧にして載せてございます。
0:10:11	なお左に印可番号、真ん中に公認件名が書いてまして右の方に基本設計方針の変更内容ということで、今回の
0:10:21	申請書本文の基本設計方針に記載してます内容について、この公認件名でどこが変わっているのかといったことを、わかるように記載をさせていただきます。
0:10:38	裏で確認事項リストNo.10 についてのご説明は以上になります。
0:10:44	続いて説明者かわります。
0:10:48	九州電力のホシコです。確認事項リストNo.11 についてご説明したいと思います。資料としましては、藤氏、資料 3 の補足説明資料の
0:11:00	を用いて説明したいと思います。
0:11:07	今回補足説明資料の 5、
0:11:11	補足説明資料 5-3 ページにて年、
0:11:14	記載を追加しており記載の内容としては新規制工認時と、本申請における評価について、
0:11:22	にまとめたものを記載しております。
0:11:24	あと 3 ポツ 1 として新規制工認での評価内容についてご説明いたします。
0:11:29	新規制工認時は耐震の評価となる配管というものが、ただイトウな。
0:11:36	課題であり、審査を効率的に進めるため、添付資料 3 の新規制時の添付資料 3 の中に、配管及び弁の耐震方針、
0:11:46	並びに標準支持間隔の耐震計算、
0:11:50	その中の 2 ポツ時解析方法の基準、基本原則についてにてSクラス配管のうち、最高使用温度は 150 度を超え、かつ、合計が 4B 以上の配管。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	に關しましては 3 次元梁モデルでの地震応答を解析。
0:12:06	を実施しております。耐震計算書の方には、その上で、代表配管というものを選定し、
0:12:15	3 次元梁モデルでの解析結果を記載しておりました。
0:12:19	それ以外の配管については先ほどお伝えしました通り 3-12 の方で方針認可として、原則、標準支持間隔法での耐震性を確認しておりました。
0:12:29	そのため今回、本申請の、はい。配管としましては 150 度以上、200 度ではあるんですけども合計の方が 4B 未満、
0:12:39	であるためその標準支持間隔での耐震性の確認というものを行っております。
0:12:47	続きまして 3 ポツ 2 の方で本申請の評価内容としましては、
0:12:52	本申請においては工事箇所が限定されており、
0:12:58	その工事箇所を説明する。
0:13:00	あとはより具体化してどういった箇所が工事。
0:13:04	この配管のなる配管となるかという説明性の観点からアノし、調剤な。
0:13:10	結果終わられる 3 次元梁モデルでの解析を行っております。
0:13:14	また、本校に新規制前に認可いただいた方においておきましても
0:13:21	3 次元はり戻り梁モデルでの
0:13:24	評価を行ってあります他の、こういった個別配管の改造工事においても、基本的には 3 次元梁モデル、
0:13:32	により地震応答解析を、
0:13:34	実施しておりましたので、本申請においても、
0:13:37	同様な方針で、3 次元梁モデルの解析を実施いたしました。
0:13:42	最後に 3 ポツ 3 として 3、本申請と新規制値の工認の比較を、
0:13:48	と、既工認申請との比較を載せておりますのでご参考にしてください。以上です。
0:14:00	はい、規制庁に周知です。まず九州電力説明事項は以上でよろしいですか。
0:14:09	九州電力松本です。はい。説明事項としては以上になります。はい。規制庁に修正ありがとうございます。まずはこのコメント確認事項リストに關係する部分で何かあれば、
0:14:20	そこが終わった後に申請書全般的に追加で何か確認事項があればという形で進めていければと思いますけど、まず確認事項リスト關係で何か規制庁からありますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:32	はい。規制庁の仲野です。衛藤先ほどご説明のあった、新、本申請と新規制工認時の耐震の評価のところでお伺いさせていただければと思います。
0:14:44	まず単純な確認なんですけれども、今回の申請ではその対象の配管については3次元はりモデル解析していて、新規性の工認、
0:14:55	の時には、標準支持間隔法で確認していたということでよろしかったでしょうか。
0:15:02	九州電力の橋ホシコです。はい、そのご認識で間違いありません。
0:15:06	はい。ありがとうございます。もう1個当期公認では同様の配管については3次元のはりモデルで解析していたということ。
0:15:16	ですよね。
0:15:17	これも合ってますか。
0:15:30	すいません
0:15:32	今、
0:15:33	補足の5-3のところの表の比較の表を見てちょっとお話してるんですけども、
0:15:39	今、
0:15:41	表の右、
0:15:43	右列と、あと中央列のお話を、ちょっと確認させていただき
0:15:48	最後既工認申請というところでこちらでも3次元梁モデルで解析しているところだったんですけども、
0:15:55	その3次元梁モデルで解析して滝行員の申請しているのも、今回の
0:16:01	対象の配管と同じ
0:16:06	範囲のものに、3次元梁モデルで解析していたという理解でよろしかったですか。
0:16:13	はい。九州電力ホシコですそのご認識で間違いありません。
0:16:17	はい。ありがとうございます。ちなみにこの既工認申請というのは新基準工認の前のものでしょうか。
0:16:24	はい。新規制本施行に、抽出オリフィス数を以前委員会申請前に認可いただいた、購入のことになります。以上です。
0:16:37	わかります。確か24年の当時の申請ってことですね。
0:16:43	説明した後、
0:16:47	前回の申請20、平成24年の2月9日に認可いただいたもの。
0:16:53	こととなります。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:56	承知しました。続けてなんですけれども今回新規性基準工認では標準支持間隔を評価されていて、
0:17:07	今回の申請ではまた3次元梁モデルに戻ってるということなんですけれども評価の方法が変わっているということにはなると思うんですがこれについての
0:17:17	そういう点で、はあると思うんですけど相違があるところに対して、適合性みたいなのところっていうのは説明。
0:17:25	ありましたでしょうかちょっとごめんなさい。
0:17:27	自分で確認しきれてないところもあるんですけど、
0:17:33	九州電力のホシコです。新規制との相違点といいますと、もう新規制の時には標準支持間隔、
0:17:44	を用いて、
0:17:47	標準支持勧告法に用いたそのスパン、
0:17:50	での確認を行っており本申請においては3次元梁モデルでの耐震性の確認っていうのを行っていることが、違いとしては挙げられます。
0:18:02	けれども、お答えになってますでしょうか。
0:18:07	規制庁の中ですいません。そうですね。
0:18:10	その評価の方法手法そのものが違うっていうのははい。わかっておりますんで、その上で新規制の時の評価から、本申請の、
0:18:20	梁モデルに解析が変わっていて、それについての妥当性の確認みたいなことっていうのは、基本的にはその期24年の当時の申請の評価方法、評価方針か、
0:18:34	と同じだからどう妥当であるってそういう説明の仕方っていう理解でよろしかったでしょうか。
0:18:40	九州電力のホシコです。はい。そうです。土岐認可既申請前に認可いただいたものと比べたものとの妥当性というのを確認は行っております。以上です。
0:18:56	規制庁西内ですけど。
0:19:00	今の説明って本当に合ってるかどうかちょっともう少し確認したいんですけど。
0:19:06	ごめんなさい公認申請って平成24年の時の半田さんと木原モデルの解析ですよ。
0:19:12	今回指針斉唱で、
0:19:17	そこら辺のその評価のやり方、
0:19:19	と説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:22	してますかっていうまず通りだと思っていて、
0:19:26	要は本申請は新基準時には本申請の部分はヒステリーピッチでやっていて、
0:19:32	今回は3次元はりモデルでやりましたということですよね。そこはわかったんですけど、3次元はりモデルの解析今回やったってこの解析の手法。
0:19:42	というか、どういうふうにするのっていうその基本的な考え方ですよね。
0:19:47	そういった部分って、まず今回の新制度どうやって説明されてるんでしたっけ。
0:19:52	平成24年のときから同じやり方をしますっていう言い方をしてるんでしたっけ。
0:20:04	する電力オオシカで少々お待ちください。
0:20:43	規制庁西内ですあ、いや、動き方がちょっと。
0:20:48	なんか、
0:20:49	悪かったかもしれないですけど今回の資料3の補足説明書の49ページのところにも書いてもらってると思うんですけど、
0:20:59	衛藤。
0:21:01	いやこれは地盤だけか。
0:21:04	そっか。浅井コガ千葉んだけど、
0:21:09	そっか、ここ地盤だけなのかはわかりましたアノや、申請書とかでもさっさと書いてると思うんですけど。
0:21:15	耐震の設計手法、耐震の基本方針ですよねその中でいろいろ書いてると思いますけどそれって、平成24年の既工認から変更ないって書いてる説明なんか、ありましたっけ。
0:21:38	はい。単純にあれですよね
0:21:41	新規制工認の時の補力一まさに新規制工認の時のこの代表配管とかに対してやった3次元はりモデルの解析の手法。
0:21:52	をそのまま今回の配管にも適用してやりましたっていうだけじゃないんですか。
0:21:58	九州電力の橋場です。そうですね。
0:22:03	資料、今後、ご認識の通りで、
0:22:07	今回、3次元はりモデル、
0:22:09	を使って評価するときの耐震設計等の基本方針につきましては
0:22:15	耐震計算書、新規制の時に認可いただいた耐震設計の基本方針と、
0:22:22	と同様の方針での評価を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	はい、規制庁西内です。そうそうですね。で、さっきの仲野と岩谷君の表を見ると、既工認申請の3次元はりモデル解析と同じやり方っていうふうにも何か読めるから明確に確認しているものであって、
0:22:40	あくまでだから機構人、そういう意味でいうともう少し確認したいのは、この平成24年の時の3次元はりモデルの解析、その対象の基本設計法基本方針ですよねと、新基準時で、
0:22:52	例えば多少変えてるんじゃないんですよね。全く変えてないんですけどつけそこも、やり方とか、インプットとかというかまさに地震動いる時入れる地震動変わってる時点で多分いろいろ変わってますよね。
0:23:04	九州電力のホシコです。はい。そういった意味ですと事故、新規制前に、
0:23:10	委員会いただいたものから今回の
0:23:13	評価、3次元梁モデルで評価するにあたっては地震動の変化といったものを見直したりはしており、インプットとして見直しております。
0:23:22	はい。規制庁西内ですだからそういう意味では、今回やった解析と、
0:23:28	真木オカ解析は新しい手法で何か生み出したわけではまずないんですよ。新基準工認時にあった他のハイカーのやり方をそのまま適用するだけなんですよねっていうことをもう少し明確に書いていた回答いただいて、
0:23:41	書いていただくことと、あとはそれが既工認申請の時の平成24年時の3次元梁の解析と何か変わっているのであればそこら辺も明確に説明いただければそれで、もうクローズなのかなとは思いますが。
0:23:56	九州電力のホシコです。質問の意図は理解できました。はい。そうですね。ほ耐震する、耐震を評価する3次元評価するのをするにあたっての3次元はりモデル、
0:24:07	ていうのは新規制基準工認時から変更はないんですけども、また、今回の梁モデル評価するにあたってのモデルっていうのはちょっと、執行に、から変更がありませんというのを、
0:24:20	説明したかったのがちょっとその記載が足りておりませんでしたので補足のほうに追加したいと思います。以上です。規制庁西内です基本的にはそのだから何が今回結局変わったんですかっていうのをもう少し具体的に明確にして欲しいっていう問いですよね。
0:24:35	で、新しく、要は、基本的に新基準以降に認可されてる耐震の設計方針と全く同じもの、内容で同じように適用できるのであれば、基本そんな技術的な多分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	審査会合とかでやるような技術的な議論って多分あまり必要ないのかなと思うんですよね。
0:24:53	そういう旨をまずは明確にして欲しい。事実確認をしたっていうところですよ。で、
0:24:58	そういう意味で言うと今お話あったモデルが変わるとかそういう話何が違って何がどう変わってないのかっていう部分を明確にしてもらおう。そういう意味でいうと、何か現時点で今この情報だけ見て把握できるか。
0:25:12	もので言うと、新基準工認時には、このJAS目の 2、20052007 年版でも、に基づいた梁モデル解析は別の場所でやってたんですよね。
0:25:22	一方で詰め今回の今回 2012 に基づいた 3 次元はりモデル解析やるっていうことで多分その物性値の持ち方とか違うと思うんですけど、その辺が具体的に何を变えたのかっていうのがわかれば、より明確かなとは思いますが。
0:25:37	なので新規基本はまず新基準工認時と、
0:25:41	何が違うのか。
0:25:42	プラスで、既工認申請のときからさらにそれはどう違うのかっていうところの多分二つの観点で明確にもう少し示していただければいいのかなと思いますけどよろしいですか。
0:25:52	九州電力ホシコです。米谷氏、理解いたしました。
0:26:12	谷津野中です。私の方から切り出した対象のところは今ニシウチの方ともやりとりさせていただいた通りだと思いますのでその部分をちょっと補足の方で取り入れていただければと思います。
0:26:25	続きまして別のところに移るんですけども基本設計方針の関係ですねコメントだと、10 番。
0:26:34	コメントリストの 10 番の関係なんですけれども、
0:26:39	今回参考資料でいただいていた、各基本方針の記載についてどの申請がどの工認なのかっていうのを記載いただいているんですけども、その中でちょっと
0:26:51	今回の基本設計方針で何を挙げているのかっていうちょっと仕切りのところを確認したいんですけども。
0:26:57	今回の申請の申請書のページだと括弧 3-88 のところですね。
0:27:04	火災の防護設備の基本設計方針があると思うんですけども、
0:27:11	よろしいですか。
0:27:14	はい。九電工松村です。大丈夫です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	はい。
0:27:18	その中 2 ですね、何かを借り上げていただいていると思うんですけども、
0:27:24	その火災の防護する設備の基本設計方針の中に、
0:27:31	令和 3 年の認可の海水ポンプの取替工事っていうのを挙げられてないと思うんですけども、ちょっと私の方でも
0:27:39	過去の申請等、いろいろ確認をしているところなんですけどもその海水ポンプの基本設計方針、
0:27:46	当時の申請の中にはその火災防護の設備の基本設計方針も書いてあって、その中には今回の申請範囲にも、そのラップスルー部分が含まれているんですけども、その
0:27:59	今回のその基本設計方針を上げているものの基準としては、その当時の基本設計方針として新たにその文言が追記されているようなところ、
0:28:11	だけ、ピックアップして載せている、今回の
0:28:16	範囲のものが(2)で、基本設計方針として記載されていたとしてもその新規の記載事項がなければ上げていないと、そういう整理で書いているっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:28:30	優秀電力の松本です。はい。ご認識の通りで今回、基本設計方針として書いている内容で、他にもアップしているこういう工認とかはあると思うんですけども、
0:28:41	実際こちらで反映をしてますのは、
0:28:46	その近隣加工人において、変更があった、記載の変更があった箇所、被災の変更が、
0:28:54	変更箇所があったものについてのみ、とりあえず抽出して記載をしているといった内容になっております。ですので今回、先ほど言われた火災防護の方、において海水ポンプが書かれていないのは、海水ポンプの基本的方針にも基本設計方針のアップする箇所書かれてはいましたけども、
0:29:12	その内容については変更する箇所がなかったので、今回こちらには取り上げてないといった記載になってございます。
0:29:20	1 です。
0:29:21	既設のナカノです。かさそうですね。
0:29:25	何となくイメージはついたんですけども、ただいまの説明のところでもう 1 個聞きたかったのが、
0:29:31	回数、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:36	排水ポンプのやつだと、変更がなかったんですけど。ちょっと自分の方の確認したイメージだと新規基準の記載内容とも、
0:29:46	同じ。
0:29:48	起債書きぶりを使っているから、何の、その申請独自でその新規追求している文言がないからってということなのかなと思ったんですけども。
0:30:00	単純に何かその申請で変更がないからっていうと多分申請前は、多分返還申請時点ではその変更前は多分何もない状態から変更後にその新規性基準のものを使っているってことになるので、
0:30:11	その申請において変更がある内だとちょっと表現としては意味が変わってくるのかなと思うんですけどちょっと理解が違ってますか。
0:30:23	九州電力松本です。すみませんちょっと言葉が適切でなかったかと思えますその申請において新規に変更があったもの。
0:30:31	ですかねという言葉が適切ですかね。なので海水ポンプの方でも、もちろん変更の方記載はござあありましたんですけども、そこに新規で変更するものはなかったの今回反映はしていないといった、
0:30:43	整理になります。
0:30:45	以上です。
0:30:47	規制庁野中です。承知いたしました今ので明確になりました。衛藤。
0:30:52	今いただいている参考資料とかあとは今やりとりさせていただいた内容なんですけれども、補足説明資料の方に統合して説明をつけさしつけさせていただければと思うんですけどもよろしいでしょうか。
0:31:04	九州電力松本です。承知いたしました。ではこちらの参考資料につきましても補足の方で、補足のほうに記載を補足のほうに統合して、ご提出したいと思います。
0:31:16	はい。よろしく願いいたします。
0:31:54	規制庁西内です。衛藤。
0:31:57	あとちょっとコメントなん。確認事項列車の6、
0:32:02	8かな、この辺に関係するんですけど、補足説明資料資料3の、
0:32:14	74ページですかね。
0:32:17	の部分なんですけど、
0:32:19	と。うん。
0:32:23	前回のヒアリングでちょっと確認したときには、要は水平展開です。今回の工事はっていう話があった。
0:32:35	と記憶してたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:39	その要素が何か、若干なんか薄まったような説明にちょっと聞こえたんですけど。
0:32:46	結局そのリュ、この3行目の終わりからですかね流体振動による損傷事例が多いCVCSの受電抽出系。
0:32:55	しかもさらにその中で抽出オリフィス回りなのか。
0:32:58	この損傷事例っていうのは、この溶接継ぎ手構造による応力集中を受けやすく、
0:33:07	その観点での
0:33:11	それが原因での損傷事例が多いってそういうことなんですかね。
0:33:18	イシュー電力の峰松です。損傷事例は、そういう観点で流体振動により損傷事例を、
0:33:26	多いという認識ですし、そういう過去の損傷事例を踏まえまして、今回この工事範囲に関して
0:33:34	改造工事を行うものです。規制庁西内です。流体振動を受け、その損傷事例たくさんあると思う。今幾つかあるっていうことだと思うんですけど。
0:33:46	その損傷事例の原因が、この継ぎ手構造による応力集中を受けやすい形状となっていることが原因だったってそういうふうに理解していいんですか。
0:33:59	やってっていうのもそのそそういう理由じゃないか、ないのであれば、
0:34:05	別の改造をしなきゃいけないんじゃないかっていうふうになっちゃいますよねっていう趣旨の確認なんですけど。
0:34:14	そういう振動現象によりまして、応力集中から、
0:34:19	そういった亀裂なり減肉が発生しているというような事例でして、その再発防止としましても、同じような形で対応がとられておりますのでこういったような工事理由にさせていただいております。
0:34:32	はい。わかりました規制庁西内です。
0:34:35	であればなんですけど、ちょっとこのまず流体や、そっか。
0:34:41	そういう意味でもう一つだけちょっと確認をしたくて、その流体振動とその応力集中の関係だけ明確にちょっと説明をして欲しいんですけど。
0:34:52	応力集中を受けやすい形状だったら流体振動による損傷に繋がりがやすいっていうそういう説明と思えばいいんですかねこの文章は、
0:35:02	ご認識の通りです。流体振動、応力集中、
0:35:08	がありますそこから振動があった時の亀裂の種初期のところになりやすい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:14	ですのでそういった観点で応力集中がありますと、そういったし、
0:35:18	ものが重畳するとそこから発生しやすいものとなっております。規制庁ニシウチだからあれですよねまず、応力集中を受けやすいことで、いわゆる構造的な弱点になり得るわけですよね。
0:35:30	なので、別にその応力集中を受けやすい形状だから流体振動が発生するっていうそういうわけではないんですよあくまで、応力手術を受けやすい形状で構造的に弱点んなっているんで、
0:35:44	流体振動による応力っていうものが、そこにも集中してさらに亀裂が進展しやすいってだから流体振動っていう現象自体と、応力集中を受けやすい形状っていう直接的には関係ないわけですよね。
0:36:00	九州電力野木年末です。ご認識の通りで、応力集中が受けやすい形状で、そういった場所になると、亀裂が進展しやすいということで、ご認識の通りです。規制庁西内です。まずその関係が明確になるようや、明確にわかるんですけど、
0:36:17	明確になるように書いていただいて、過去、この流体振動による小損傷事例が多い部分が実際にこういうふうに応力集中を受けやすい形状というかもこの継ぎ手コードだったので、
0:36:30	今回こういう工事をしようと思っていますってそういう理解でいいんですよね。
0:36:36	ベッショ電力の峰松です。ご認識の通りで問題ありません。はい。であれば、規制庁ニシウチですけど、3行目くらい、一行目はこれ明確にわかりアノ明確だと思っていて、
0:36:47	3行目からのちょっと説明をもう少し明確に書いてもらってもいいですか。
0:36:52	要は、過去の流体振動による損傷事例っていうのが、本当同様に、その構造不連続、同様の継ぎ手構造で、応力集中を受けやすく、
0:37:02	流体振動に繋がった事例とかっていうような趣旨で書いてもらえれば多分もう少し明確になると思うんですよね。
0:37:10	この事例が結局応力集中、このきつく継ぎ手起因の継ぎ手の構造近年の応力集中が原因で損傷事例が起きてるかどうかがこの説明だけはちょっとわからなくて、
0:37:21	そこが繋がりがちょっと明確じゃなかったのだからそこを変えて欲しいっていうところなんですけどお願いしてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:28	ベッショ電力の年末です。趣旨理解しますとそれぞれ多分、別々に見えるといい、中でくっついてるように見えるということです、それぞれが別々で、
0:37:38	重複したと聞いてわかるような形で先ほどご説明したのがわかるような形で、記載を見直させていただければと思います。
0:37:45	はい。規制庁西内です。よろしくお願ひしますあれですねこの流体振動による損傷事例って書いているものが、同じ切れ継ぎ手構造で、
0:37:55	応力集中を受けやすかったので、流体振動による亀裂が発生した時
0:38:01	で、
0:38:01	という情報さえ明確に書いてもらえればあとはもう勝手に繋がっていくのかなと思うんですけど、どう文章修正するかお任せしますけどそういう情報をさえ明確に書いといていただければ結構かなと思います。
0:38:12	で、
0:38:15	PKとニシウチですけど、
0:38:17	そういう意味では今回は、
0:38:22	多分そもそもの流体振動がどの程度発生しているかっていうそもそもの系統系によって大分違いは出てくると思うんですけどね。そういう意味では特に流体振動を多分ケアしなきゃいけないこのCVCSの充填抽出系の部分、
0:38:37	特にそういう応力種別の事案もあったので今回はその部分をやりますよと。そういう意味で他の部分については、この1ポツ、赤枠囲って一番下の行に書いてもらってますけど、特段現状、
0:38:51	まず、そっか、そういうトクダまず現状をこの差し込み溶接継ぎ手っていうのは、
0:38:57	他の系統とかでは普通に使われていて、
0:39:01	ただ他プラントもちろん自プラントも含めてだと思ひますけどそういった傾向とかは特にはない。
0:39:07	ので、そこについては現状での取りかえっていうところまでは考えてませんよっていうそういうこというふうに理解すればいいんですかね。
0:39:16	九州電力の峰松です。ご認識の通りです。
0:39:20	はい。規制庁西内です。わかりましたと。
0:39:24	わかりました。わかりました。
0:39:30	あとちなみになんですけど、
0:39:34	ここの一つ、差し込み式の継ぎ手と、
0:39:39	突合式の次、溶接継ぎ手って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:43	何かを割合ってどれくらいーのイメージっていうふうに理解すればいいかっていうちょっとそのイメージ感だけお伺いしたいっていうだけなんですけどこれは、
0:39:52	何かどっちがスタンダードオダ様とかって何かあるんですかね。
0:39:56	逆に溶接のテーマ的にはやっぱり突合の方が大変だから、基本トクダのケアしなきゃいけない、ケアなくていい場所が昨日差し込み式だよとか何かあるんですかねそういう考え方が、
0:40:07	九州電力の峰松、ちょっと割合に関しましては、配管とか、相当数になりますので、どれぐらいっていうのをお答えすることができない。
0:40:17	状況です。おっしゃる通り、そういう、
0:40:21	差し込み式ではなく、
0:40:24	衛藤。
0:40:25	突合せ式の方がいいと考えられる箇所にはそういった施工をすることはあるかと思うんですけども、じゃあ具体的に、何対何であるかとかいうのはちょっとこの場でお答えすること、この場というかそういう配管の量とか相当ありますので、
0:40:40	明確、明確にお答えすることができない状況です。
0:40:43	はい。伴規制庁ニシウチですわかりました。
0:40:47	基本的にはまさにこの応力集中を受けやすいかどうかっていうその構造的な弱点を、をっていう部分では多分突合式の方が、
0:40:59	すぐれているっていうふうに理解していいんですかねや突合式と、差し込み式の溶接継ぎ手の構造の
0:41:09	調査短所じゃないですけど、
0:41:12	応力集中契約を受けないかって意味では突合好きな方が多分ここは明確にすぐれているのかなという気がするんですけど一方で差し込み式についても多分、何、何かしらその別に全部が全部を取っているわけではないと思っていて、
0:41:24	そういう意味では何かやっぱ施工のしやすさとかそういった面が、
0:41:28	差し込み式の方については何かちょっとすぐれている、そういうような理解ですかね他に何かあるんですかね。
0:41:36	九州電力の峰松です。衛藤。
0:41:38	詳細はあるんですがおっしゃる通りかと思っけて、応力集中とかそういった観点に関しましては今回の施工の方がいいと思うんですけどあとは施工のしやすさとか、そういったところでどこまでケアをしないといけなかっていうところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:53	突合せ溶接と差し込み横切比べた時に差し込み溶接を選ばれているところはあるかと思います。
0:42:00	はい規制庁西内ですイメージは理解できました。多分ですね相当数多分差し込み式のものも、プラントの中にはあるのかなと思いますのでこのところまで
0:42:12	変更するかっていうのはまさにそのランチプラントの状況とか他プラントでの事例とかそういうのも含めて今後も対応していきますよってそういうことと理解すればいいですね。
0:42:22	おっしゃる通り、あそこは今週事例等ですね、そういった水平展開が必要であればそういったのを引き続き対応させていただくことになるかと思っています。
0:42:31	はい。規制庁西内です。
0:42:34	わかりました。
0:42:35	あと最後にもう1点だけ線ちょっとだけ話戻っちゃうんですけど、その流体振動による損傷事例が多いって言っているのは、CVCS系の中の、この抽出オリフィスの、
0:42:46	周りの配管とか弁に特に多いって言うふうにそういうふうに理解すればいいんですかね。
0:42:51	いや、どの単位で多いのかだけ聞きたいってだけなんですけど、CVCS全体的に多いのか、もしくは充填抽出系全体的に多いのか、さらにその中のオリフィス周りの部分に中層下回りのほうが多い、多いのか。
0:43:04	どどういう単位で多いって言う理解をすればいいんですけど。
0:43:07	九州電力の峰松です。CVCS全体として多いという認識で問題ないかと思います。
0:43:15	規制庁西内です。わかりました。そういう理解だと、今回のCvアノ今回取りかえる配管弁部分あるじゃないですか。それ以外のCVCS系全体的に見た時に他にはもう突合式のものはないって言うそういう理解でいいんですかね。
0:43:31	一緒電力の峰松です。すみません、全部のCVCSのラインというわけではなくて今回そういう水平展開を受けて考えておりますのでその中で江藤損傷してた、その中で取りかえを、
0:43:47	行っていたところに対して、
0:43:49	今回取りかえの工事を行わせていただくものになります。
0:43:52	規制庁西内ですそういう意味でいうと、ここで言ってる流体振動による損傷事例が多いって言っているのは、抽出オリフィス周りの配管弁。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	に多い、配管配管に多いっていうふうに思えばいいんですか。
0:44:08	そうですね今回のことすいません記載のこういう、
0:44:11	今回の工事のこの記載に関しては抽出ラインのところであんな、
0:44:16	その事例があるということ認識しないという認識で問題ありません。はい。規制庁西内です理解できました。ちなみにその過去の今おっしゃっていただいているような流体振動による損傷事例、
0:44:28	こうやって例えば入社とかに載ってる情報ですかね。
0:44:32	九州電力の峰松です。そうですね過去に入社に載ってるような状況になります。はい、規制庁ニシウチでそれを送致しますと、ちょっと自分たちの方でも確認をしようと思うんですけど。
0:44:43	もしよければ具体的にどういう、どういった時期のどういった事例かとかっていうのが例示高ければちょっと充実いただいてもいいですか。
0:44:56	すいませんイトウたプラントの
0:44:59	とちょっとこの補足説明資料自体にそのイメージスルーのをちょっと即答しかねますのでちょっと何か後で、ご連絡させていただければと思います。
0:45:09	はい規制庁ニシウチであればですね入社で自分たちで勝手に見ますので、その中でちょっと疑問があればまたヒアリングの中で確認をさせていただきますければと思います。
0:45:20	ちなみに平成何年ごろのお話かだけ、今お答えできればうれしいですっていうところぐらいですけど。
0:45:30	2000年の
0:45:33	通し番号 207 番の事例になります。
0:45:37	はいわかりました 2000 年頃っていうことですねわかりましたちょっとこちらの方で具体的な事例とかをちょっと確認してみますありがとうございます。
0:45:45	あとは、
0:45:51	はい。とりあえずちょっとその工事の概要、
0:45:54	背景っていうところは十分理解できたのでまた必要があればちょっと追加で確認をさせていただきますければと思いますありがとうございます。
0:46:02	あと
0:46:04	確認事項で回答いただいているものだと、私も特にないな。はい。
0:46:12	はい。
0:46:13	ほかに規制庁側から現状でその確認事項の回答部分で何かあればと思います。特によろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:21	はい。であればちょっとあと残り時間で、ちょっと申請書全体的なところちょっとこっちも確認を進めていってちょっと確認したい点がありますので、そういった点の確認を進めていければと思います。
0:46:37	はい。規制庁の仲野です続きまして先ほどの確認事項のリスト以外のところですね確認させていただきたいと思います。
0:46:45	私の方からまず1点目なんですけれども
0:46:50	共和党の整合性の観点でなんですけれども、今回の申請対象範囲の設備の仕様についてちょっと確認したいと思っております、私の方でも昔の許可の内容とかをちょっと確認してる最中ではあるんですけれども、
0:47:03	既許可の申請においてその今回の申請書の添付資料の8の、
0:47:09	(3)の3-4、34以降に、配管の仕様と、記載いただいていると思うんですけれども、そういった設備の使用について、
0:47:20	選挙カーのものと整合しているってことを確認したいと思ってるんですが、その許可の申請においてこういったその配管とかがすでに明示されてるような申請っていうのはありますでしょうか。
0:47:47	少々お待ちください。
0:48:38	九州電力のホシコです。
0:48:40	配管のこういったCEO等は、許可の本文の方には記載が、
0:48:47	ちょっと確認中なんですけれども、記載がないというふうに現状認識しております。以上です。
0:48:55	規制庁の仲野です。そうですね自分も確認した限りだと、主要でビシッとときよ起業家の中に入ってるかっていうと多分ないのかなと思っていて、
0:49:07	あともう1個伺いたいんですけれどもその仕様の中身自体がそのコガカツラ書いてあるっていうよりかはその方針、こういったふうな設計とするかみたいなそういった方針みたいなところで何かあたりしますかね。
0:49:22	もし確認時間を要するようであれば
0:49:26	後日でも構いませんけれども今お答えすることって可能ですか。
0:49:52	九州電力のホシコです。評価今回のCVCS系統の
0:49:59	評価、耐震評価するにあたっての方針とかの方針、本文に記載事項というのは
0:50:06	今日、当人申請における基本設計方針に反映してありますので、そういった意味では許可本文の内容は
0:50:16	方針というのは、記載してあるということになります。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:25	規制庁のナカノです。今ご説明いただいた範囲のお話なんですけどそれって例えば、このハイカーンとかを作るにあたってはこういった材料、
0:50:36	使うとかあとはざっくりと、
0:50:40	重要な、
0:50:41	配管はコレコレとするみたいなそういったざっくりとしてるかもしれないですけどそういった方針みたいなところまで、
0:50:48	記載されているっていう理解でよろしかったですか。
0:50:53	九州電力のホシコです。ちょっとザ材料とかまでの指定がされてるかはわからないですけども方針としては耐震ですとSクラスにも豊富です。
0:51:05	他Aノ強度ですとクラス、
0:51:08	それぞれのクラス配管に応じた積極強度設計をする等の方針は許可の方にも記載がしてあります。以上です。
0:51:24	少々お待ちください。
0:52:30	規制庁の仲野です。ちょっともう1回確認なんですけれどもちょっと私の方からの聞き方もちょっと悪かったかもしれないけど私の方でちょっと確認させていただきたかった趣旨としてはですね、
0:52:41	耐震とか強度とかそういった個別の話よりもですねまずこの配管押すと、作るにあたって、
0:52:49	材料、
0:52:51	の選定において
0:52:54	評価の方針とかでこういった材料を使うみたいなそういったものもないっていう、そういう理解でよろしかったですかね。
0:53:12	九州電力のホシコです。
0:53:15	材料としてはこういった材料を使いますといった方針は、記載への許可のほうには記載しており、記載がありません。
0:53:25	以上です。
0:53:29	規制庁西内です。江藤。ちなみに今回のクラス、今回の配管って安全機能ってクラス1、2どっちでしたっけ。
0:53:43	九州電力ホシコです。クラス2になります。
0:53:46	規制庁ニシウチですそういった安全機能の
0:53:50	多分クラス1だったら多分そういう記載もあったかなって気はするんですけど要は安全機能クラス1の機能を持っているところについては、その信頼性に足る材料を使用するとか、なんかそういう趣旨のは方針とかも特にないっていうふう認識されてるって理解でよかったですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	別電力悩ましいです。
0:54:10	大丈夫でしょうか。はい、どうぞ。すみません。
0:54:13	西口さんのご認識の通りですね、許可、許可に関しては、
0:54:18	そもそも材料といった場合に、その材料基準である工認でいうところの、
0:54:23	17条がですね、評価基準にはないですよ。
0:54:28	なのでそれを受けた記載はないんですけども、もちろん、許可の中では、安全重要度分類に応じて、機器クラスをせ区分するという、
0:54:39	ところがありますんで、それを受けて、
0:54:41	先ほど言われたのは、安全重要度の比較の分類だと思いますんで、
0:54:47	CVCS系統は、プラス、
0:54:50	1PCFバウンダリであれば、PS1に該当する部分がありますんで、そのグラフに応じた設計をするという記載はあるというふうに考えてます。
0:55:04	規制庁西内です。衛藤。
0:55:07	で、そのクラス分類2重要度に応じた設計をするっていう中で、その信頼性の高い材料を使用するとかっていう材料に言及している設計は特に記載は特にならなくてそういう説明をしてるって理解でいいですかね。
0:55:28	すん生業に限定した記載があるかどうかちょっと、所得細かくは見てみないとわからないですけども、
0:55:36	少なくとも本文にはそこまで言及するような記載はなくて、その木崎に応じたというところで、じゃあその応じた設計は具体的にどうするかというと、その夏目なりですね、Jappの
0:55:48	耐震、アノ期機器区分の、
0:55:51	ものを使うとかそのぐらいの程度だったと思います。はい。はい。規制庁西内ですまさにその認識をちょっと明確に確認したいっていう趣旨の確認でして、
0:56:03	多分大枠は、僕、
0:56:06	大枠のその許可整合って意味だと、何かそこそういうところに紐づいていくのかなという気はしていて、まず、前段階として、そういった材料に直接言及しているような、
0:56:17	許可方針を立てているのかどうかというところを明確に回答して欲しいっていうところですかね。
0:56:25	衛藤。
0:56:26	まず、びしっと仕様が書いている。この札剤を使いますとか、ここびしっと書いているとはまだ思っていないで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	一方でプラスワンとかクラス、プラスワンとか特にそうだと思いますけど、こういった信頼性の高い材料を使用するとかで材料にちょっと研究してる部分も、
0:56:42	テンパチか後はもしかまとめかもしれないですけどどっかであったように記憶していたので、ちょっと確認をしているっていうのもありっていう背景もあってですね、ちょっとその部分は少し明確に書いて確認をいただければと思いますけど、こちら確認を引き続き進めるんですけど。
0:56:58	山下です。おっしゃっている趣旨は理解いたしましたので、そのようなまとめ方をして、次回ご提示させていただきたいと思います。
0:57:21	季節は名倉です。私の方から、続けて普通の項目の部分で確認させていただければと思います。
0:57:31	えっとですね、私の方が続きまして、条文の適合要否の部分ですね、補足説明資料だと。
0:57:50	補足説明資料の富井さんの6ページのところですね。
0:57:55	衛藤十条と15条のところでは安全設備と設計基準対象施設の機能について、適用、
0:58:03	丸で申請バツというふうに
0:58:07	記載されていて説明のところについても、衛藤稀子
0:58:12	駅工事計画の認可以降における事故が変更になっているが、申請対象に係る要求事項には変更がないので、既工事計画において行政を確認しているので、申請対象外というふうになっていると思いますので、
0:58:25	ここの部分なんですけれども、新基準の時の申請の方確認させていただいたんですけれどもその中で、新基準時の追加の要求においては、
0:58:37	玄海34の新規性基準の補足説明資料の中で、
0:58:43	技術基準規則の新旧対照表がありましてその中で、追加されてる事項は幾つかあったんですけれどもその新基準の時に追加されている事項も踏まえても今回の
0:58:55	申請対象についてはその追加の部分っていうのは、対象外であるので、今回の申請ではその審査対象条文ではないよ。そういうことで説明しているという理解でよろしかったでしょうか。
0:59:14	九州電力に見えますので、その認識で問題はございません。
0:59:21	ありがとうございます。ちなみになんですけれども、
0:59:25	そういった認識で今回申請対象じゃないよっていうところについて、先ほど私の方から申し上げた新規制の時の新旧対照表の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:36	比較評価の中で説明してる追加の確認事項に対して今回の申請では、この部分の対象外じゃないっていうところをちょっと明記したものを、
0:59:47	何か資料に起こしていただきたいなと思うんですけども。
0:59:54	よろしいでしょうか。
1:00:01	九州電力の関と申します。今、ご要望の十四条と15条についてのみという認識でよろしいでしょうか。
1:00:13	はい。今私の方からお願いさせていただいた中40、15条のところ部分の部分ですね。
1:00:21	承知いたしましたおそらくその新規性基準の時にご説明してる資料というのは
1:00:29	昔の従前の基準から新規基準の14条になった時におそらく十四条とかですと、静的機器の単一故障の部分で、
1:00:42	追加要求になってますとか、そういった
1:00:45	部分を、
1:00:47	そういった部分が今回の変更認可申請には該当してませんよという趣旨を、
1:00:53	資料でご説明すればいいという認識で合ってますでしょうか。はいまさに今ご説明いただいた通りのところでして第一興商のところだったりとかそういったところについて対象じゃないというところを明記いただきたいなと思ってます。
1:01:08	趣旨理解いたしました。
1:01:18	はい。ツズキでよろしいでしょうか。
1:01:28	九州電力の峰松です。どうぞよろしくお願いいたします。
1:01:32	はい。続きましてちょっと別の事項に移りますけれどもちょっとこの部分は今何か確認するっていうことではないんですけども、
1:01:40	ちょっと確認事項の頭出しということで耐震と強度の条文についてなんですけれども、その年度更新に伴って数値に関しては先ほど西内さんお話があったと思うんですけども、
1:01:54	評価の中でそのJAS名簿、年度が更新して数値等が変わっていると思いますのでそういったところについてはちょっとこれ、私の方でも確認を引き続き続けさせていただいて、
1:02:04	今回地震とか材料の部分で再計算されている内容についての適切性は確認させていただいてちょっと次回以降のヒアリングでまた確認させていただきたいと思っております。ちょっとこの部分は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	頭出し程度ですので今何かご回答っていうところではないですけども、
1:02:23	続きまして、なんですが、今回の申請対象の範囲の確認を改めてさせていただきたいんですけども、今回の申請対象設備の部分、
1:02:34	なんですけども、この部分が申請対象ですよっていうところって確か、今回の申請上で、
1:02:43	図面で示されてるところって、
1:02:52	九州電力のホシコです。申請対象がわかりやすい範囲ですと、最新補足添付資料の 8-3。
1:03:03	の統合後ページ 6 ページに本申請に、
1:03:09	変更認可申請範囲というふうなところをクロフト文字で塗っておりますのでそこがわかりやすい。
1:03:16	後になるかと思えます。以上です。
1:03:29	と 8-3 の 5 ページ 6 ページのところ、
1:03:32	ですかねえ、ちょっと。
1:03:42	今おっしゃってたのって 8 の (3) の
1:03:46	5 とか 6 とかってことところっていう理解でよろしかったですかね。
1:03:51	九州電力のホシコです。その認識です。はい。申請書上だと、それがわかりやすいのかなと思ひまして、あと他へと本日提出し、しております。当資料、
1:04:03	資料番号 2 の概要説明資料をつけておりますけれどもその右上 4 ページ、抽出オリフィスの方で配管における概要ということで、
1:04:13	本申請の認可はいよ。
1:04:17	認可範囲の方を赤字で締め、赤線で示しております。以上です。
1:04:47	すいませんちょっと補足のところもう 1 回ページ教えていただいてもよろしいですか。
1:04:55	なんかすいません。
1:04:57	失礼しました概要のところでは。
1:04:59	ありがとうございます。で、この部分で、なんですけれども、今、概要のところ概要の 4 ページをベースにちょっと話を、
1:05:10	させていただくんですけども、
1:05:13	今回の JS オリフィスの範囲なんです申請範囲のところは、まずいただいていると思うんですけども、おり
1:05:24	CVCS の抽出系の設備がどこからどこまでかっていうのっていうのは、今回の説明資料上だと明確になってますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:14	九州電力の峰松です。ちょっと質問の五位と確認したいんですけど抽出ラインとしましては、RCSを第1隔離弁といったところから、
1:06:24	VCタンクのところまでが抽出ライン。
1:06:27	なんですけれども、そ、その範囲、
1:06:30	いかばかり図面が今回の申請書上にあるかっていうご質問ということでよろしいですか。
1:06:37	規制庁の仲野です。すいません今ご説明あったRCSの第1隔離弁からどこまでって仰ってましたっけごめんなさいもう一度お聞かせいただいてもいいですか。
1:06:48	九州電力の峰松です。だからCSの第1隔離弁のところから、体積制御タンクまでが、
1:06:55	抽出ラインになります。
1:06:58	井関。
1:07:00	ありがとうございます。そうですね今ご説明いただいたところが図の中にあるかっていうところを確認させていただこうかと思ったんですけども。
1:07:10	少々お待ちください。
1:09:13	規制庁中根すいませんちょっといろいろごたごたしもって私の方の確認の出資なんですけれども、まず、今回の10室オリフィスの次、
1:09:28	安全重要度の分類からちょっと確認したいと思っていて、先ほど話もあったんですけど、今回の抽出オリフィス自体で、PS数は
1:09:39	いうことでよろしかったでしたっけ。
1:10:02	少々お待ちください。ただし、
1:10:43	九州電力の峰松です。すいませんオダしましたクラスⅡになります。
1:10:50	クウェートPSⅡの江藤タイ正田ということですよ。
1:10:56	江藤先ほど、多分話があったのはPS湾のところもありますよっていうところも含めての話だったのかなと思うんですけど、
1:11:05	そういった意味でいうと今回のその抽出ラインの中で今回の申請対象部分がPSⅡ、
1:11:12	その範囲がどこからどこまであって、そその部分の以外についてはPSⅠだったり他の区分だったりとかっていうものがわかるようなもので、今回、
1:11:24	どういう意図でそのPSになっているかっていうところを示していただくものがあるかどうかというところを確認させていただきたいなと思って、すいません先ほど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:33	質問させていただいたという点でございました。
1:11:37	それで言うと今回の申請対象設備とあと
1:11:42	損。
1:11:44	BSⅡであるその範囲がどこまでなのかみたいなのところをご説明いただいているものって今ありますでしょうか。
1:11:58	一種電力の峰松です。まず、今、申請資料等でですね、この、
1:12:04	区分がPSⅡであるとかⅡであるとかいうのをお示したものはございません。
1:12:17	規制庁仲野です。
1:12:19	そうしましたら、既存の概要図でも構わないので今回の抽出ラインにおいて、どの部分がPSⅡで、
1:12:30	今回の申請対象がここである、その輪PSである理由はこうであるみたいなところを記載いただいている資料をずっと追加、設置いただきたいなと思ってるんですけども、よろしいでしょうか。
1:12:51	九州電力峯村って三種理解しまして、今回の範囲に絞った形でよろしいですかね。
1:12:59	はい今回の範囲に絞った形で問題ないですはい。
1:13:04	まず今回の申請範囲であります寿伊勢クーラーから再生クーランまでの間の、重要度分類がわかるような資料ということでよろしかったでしょうか。
1:13:15	はい、その形でよろしくお願いします。
1:13:52	規制庁仲野です。そうしますと今のところからまた別の項目に移りたいと思えますけどよろしいですか。
1:14:04	九州電力松本です。はい。進めていただいて大丈夫です。
1:14:07	はい。
1:14:08	そうしますと私の方からは最後になるんですけども、今回の資料の中で、直接資料の中に記載されていることに関してっていうわけではないんですけども、
1:14:19	現在のその玄海さんの感知器のバックフィットとの関係で、今回の
1:14:26	概要資料とかにもあると思うんですけどCVCSごめんなさい、今回の条例ですね。
1:14:31	CVCSの改造と鑑識バックフィットはいずれも17回の定検で工事予定っていうふうになってると思うんですけども、
1:14:40	使用前確認の時期によってはその監視機能がグリッドで変更した基本設計方針が反映する必要があるかもしれないかなと思ってるんですけ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ど、そういった関係で感知器のバックフィットの認可後に、今回の申請の、
1:14:53	基本設計方針等の反映のために補正が必要になるかどうかというところだけ確認させていただいてよろしいでしょうか。
1:15:11	九州電力の池田です。火災悪1度の工事と、工事というかその最後の使用前確認と、今回、
1:15:22	編入出してますこの工認の障害確認は、同じ玄海3号の第17回経験、
1:15:30	にてどちらも行方予定でいます。で、今回出してます、へん人の方に、火災バックフィットの
1:15:41	変人というか、内容を入れる必要があるかっていうところは、まさしく先ほどおっしゃったように、どちらが先に、
1:15:54	確認が終了するかどうかというところかなというふうに考えておまして、
1:16:00	我々としては、今回、あの辺に出します、こちらの配管の工事の方を先に確認いただいて、
1:16:10	その後に火災バックフィットの方の工事の確認をいただくという、
1:16:17	ことで現状考えておりますので、今の時点では、
1:16:24	火災バックフィットの内容をこちらに反映するということは、現時点では考えておりません。
1:16:31	以上になります。
1:16:36	少々お待ちください。
1:17:01	規制庁野中です。承知いたしました。また何かあれば追加で確認させていただきたいと思います。私からは以上です。
1:17:10	規制庁西内ですけど。衛藤。
1:17:13	ちょっとさっき話あった10条関係は、少しもうちょっと追加で確認をしたくてですね。
1:17:23	ちょっと私の認識が間違っていたらあれなんですけど、
1:17:28	まず、10条の安全設備の条文は今回対象外にしていってその理由は追加要求がないからですっていうふうに言ってるんですけど。
1:17:39	等、あれまずごめんなさい今回の対象の配管って安全設備に該当するかしないかでいうとどちらでしたっけ。
1:17:50	技術基準上の安全設備ですね。
1:17:54	はい、九州電力関です安全設備には該当いたします。
1:17:59	該当いたしません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:01	しないっていう理解で、私はちょっとそこ語尾が聞こえなかったんですけどすみません。大都市ます。安全設備なんでしたっけこって。
1:18:12	ちょっと待ってくださいねすみません。ちょっとて定義だけもう1回確認してもいいですかすみません。
1:18:37	はい。規制庁西内ですすみませんそっか、一次冷却材系統に係る設備として安全設備として読んでるってそういうことでよかったですっけすみません。
1:18:58	あ、すみません、規制庁比率聞こえてますか。すみません。
1:19:01	はい。すみません九州電力の関ですけども安全機能を有するものにつきましては安全設備というふうに認識してございます。ですので先ほど申し上げましたけれども、規制庁ニシウチですけどすみませんちょっと、例えば安全設備は安全機能を有するものとイコールじゃないはずですよ。
1:19:19	安全施設はそうだと思います。安全設備は違いますよね技術基準上で言ってる安全設備ってこれに以下に掲げるものをいうて言ってるので、
1:19:28	安全機能とその認識で言ってるんだったら多分認識が違うと思っいてと。
1:19:33	技術基準規則の定義規定の 995 って見れます。
1:19:38	ここに該当するって理解でいいんですかって質問ですすみません。
1:19:45	すみません
1:19:49	ちょっと見てない。
1:20:03	少々お待ちください。
1:21:41	あ、九州電力の関ですすみませんお待たせいたしました。
1:21:46	ちょっと訂正させていただきますけども、今回の申請範囲は抽出ラインですので安全設備の定義には該当しておりません。
1:21:57	ただ技術基準規則の十四条の第 2 項につきましては、重要度分類指針に該当するものに対する適用を求められておりますので、14 条につ
1:22:10	については適用されるというふうに認識しております。
1:22:14	です。はい。規制庁西内です。
1:22:18	まずスタートは認識があったんですけど、
1:22:24	最後に 14 条 2 項の確認をしたいんですけど、ちょっと入口だけもう少し確認ですけど、今回さっきPSIIって話しましたよね。で、
1:22:34	PS II って言ったのは、重要度分類指針で言うところの、原子炉冷却材を内蔵する機能。
1:22:43	そして、
1:22:46	PSIIですってそういう理解でいいんですっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:52	バウンダリではないけど、0 冷却材を内蔵していますってそういう理解でいいんですかね。
1:23:02	九州電力の峰松です。ご認識の通りで問題ございません。はい。規制庁西内ですわかりました。で、まだ安全設備じゃないバウンダリじゃないのであれですじゃないよっていうところだと思うんですけど。
1:23:15	その上で、14 条 2 項に該当するっていうところは僕も同じ理解ですとまず、それはおっしゃる通り解釈でそういうふうに安全設備以外の安全機能を有してるものも対象とするっていうふうに書いてるので
1:23:29	対象にして今までも設計されてると思うんですけど、それって、追加要求っていう整理をしてなかったでしたっけ。
1:23:37	公認作成要領新基準のときのまとめ資料でご提出をいただいていると思いますけど。
1:23:43	十四条の 2 項で、元から要求してたのは安全設備は、という要求を、新基準の前から要求はしていましたと。ただ安全設備についてはずっと金新基準で旧基準かよ、要求されてたんですけど、
1:23:58	いわゆる安全設備以外の安全機能を有してだがまさに今回のPSIIですよね。
1:24:04	そこんところって何か新規追加要求っていうふうにまとめ資料上だと書いてあるんですけど、
1:24:09	その説明と、最初ナカノが確認したと思いますけど今回の 10. プーまとめ資料で書いてもらっている 14 条が適合しないことの理由って整合してますかっていう確認だけまた別途ご回答いただいてもいいですか。
1:24:31	九州電力の関ですけれどもおっしゃってる趣旨は理解しましたのでちょっと整理させていただきたいと思います。以上になります。はい。規制庁西内です。
1:24:43	ちょっとあそこの考え方をです明確にしておきたいなあというところですかねまずは。
1:24:48	はい。
1:24:49	それを確認するにあたってそもそもなぜPS IIに該当するのかっていうそもそものところからちゃんと説明をいただいた方が、その流れとして理解ができると思いますのでそういう情報をまとめて記載いただければ結構かなとは思っています。
1:25:02	よろしいでしょうか。
1:25:07	はい承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:09	はい。規制庁西内です。続けてなんですけど、あとはあれですね 10、15 条の 5 項 6 項ですかね。
1:25:18	そっか違うか。15 条の 5 項 6、あれか。そっか、6 項のところろうアノ共用能定義せ、共用の要求のところですけど、
1:25:28	ここはだからあれですよねそもそも共用設備じゃないから対象外で、
1:25:33	ここ、共用の話は許容現金だよってというのは追加要求なんですけど、そこは特にだから今回共用しない設備だから外してる、そういう理解でいいんですかね。
1:25:44	自主電力の峰松です。ご認識の通りで問題ございません。
1:25:48	はい。規制庁西内です。
1:25:51	そういう意味ではちょっと 15 条のところもうそういう旨をちょっと追加した方が丁寧かもしれないですよ。下あまりと明確な部類なので 15 条は
1:26:01	いいかもしれないですけどちょっと 14 条はそこら辺の考え方をもう少し明確に書いて欲しいなっていうところですかね。
1:26:08	はい。
1:26:10	はい。東条ちょっと追加で確認をお願いします。
1:26:15	あと等は、
1:26:21	とりあえず現状はこれくらいですかね。はい。
1:26:26	はい。
1:26:28	藤。
1:26:34	はい。
1:26:37	あとは、
1:26:38	これも一応ちょっと確認をしておい。
1:26:41	事業者の方でも確認をいただきたいんですけど、今回の変更認可申請じゃないですか。
1:26:47	だから抱える部分を変更して、変更に係る部分をつけてもらっているって理解なんですけど、今回申請書に添付図面つけてないですよ。
1:26:57	で、考え方はどういう考え方なんでしょう。
1:27:04	要は、既工認、あの辺に元から
1:27:10	情報が変わらないからつけてないってそういうことなんでしょう。
1:27:15	九州電力の松本です。はい。ご認識の通りで既認可のところから、図面に関しては変更の箇所がないので今回の申請には、図面は添付しておりません。
1:27:25	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:27	はい。規制庁西内です、図面はオホホ。新基準のときの図面と比較してちゃんと最新の状態に元からなっていたってそういう理解でいいんですかね。
1:27:43	ちょっとこれは僕もまだ比較的して確認できてないんですけど、
1:27:48	要は変人元の図面のまま更新をしなくていいですかって質問ですね。
1:28:01	定収電力の松本です。はい。
1:28:04	ご認識の通り既認可での図面からは変更ないということで、
1:28:09	問題ございません。ごめん。規制庁西内ですけど今金貨っておっしゃったのは変に元の、この話ですか。はい。平成 24 年の時の認可の図面から変更はないという認識で問題ございません。
1:28:22	はい。規制庁西内です、その辺に元の工認の図面と新基準のところでの図面は何かあるんですけど。
1:28:31	いやそこは最後あるんですけどないんですけど。
1:28:37	九州電力の松本ですちょっとまだ確認中ではございますけども、おそらく新基準のときは、こちらの図面はなかった。
1:28:48	対応に記憶しています。はい。規制庁西内です。なければいいんですけどってだけで、ちょっと確認を事業者の方でもしっかりしておいて欲しいんですけどってのがまず一つお願いをしたいことですね。
1:28:59	要はこれ、最終的にはだからこの辺人の申請書と、あと変に元の公認をまとめて要は使用前事業者検査って必要に応じて使用前確認を受けるわけですね。
1:29:09	その時に今のアズイズの状態のふようは今の最新の状態と違う図面だと。
1:29:15	何をやってるかよくわからない感じにならないかなってところでの確認をしたかったって話なので、
1:29:22	九州電力の松本です。ご質問、コメントの趣旨、理解いたしました。はい。こちらの方で確認しましてご回答いたします。
1:29:32	はい。規制庁西内です、ちょっとまだこれは僕がちょっと考え方を、が、今頭をしっかりとつくりだしてないだけなんですけど、
1:29:44	ここの変更認可申請書のつくり語って、
1:29:48	要は変更元の工事計画の申請書と添付資料ありますよねと。それを、要は変更を更新するようなイメージで作っているのではなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:01	あくまで実際に変更する工事部分、追加でやる工事物そその元から変更する部分に関するものを申請書としてまとめているっていうそういう理解でいいんですよね。
1:30:13	だから、添付図面は、そういう意味で変更する場所じゃないので、つけてません。そういう理解をすればいいってことでいいんですたっけ。
1:30:26	今ちょっと僕が言ったところと聞きたいこと伝わりましたから、うまく。
1:30:33	九州電力の松元です。おそらく伝わって、
1:30:38	出るかと思えますけども
1:30:41	今回のへん人ということなので平成 24 年の
1:30:46	以前、以前いただいている認可から変わったものについてのみ、申請をしているものでありますので、
1:30:56	そうですね。なので前回の、平成 20 年の認可から変更してるものだけを今回申請しているといった形の、
1:31:04	何か形になります。
1:31:06	そうですね。わかりましたわかりましたちょっと自分の中で頭がうまく整理できてなかっただけなので今の回答でもより明確になりましてありがとうございます。
1:31:14	わかります。相馬じゃちょっと添付図面をうちの方でも確認しておきますけど、ちゃんと最初の状態として添付図面がなっているが要は更新する必要がないか。
1:31:23	要は結局基本設計方針とかも今回関係しない部分はちゃんと最新の状態を反映していただいているものと思いますので、添付図面も同じようにする必要がないのかっていうのはちょっとこっちも一応確認をしておこうと思いますけど事業者の方でも確認を。
1:31:35	話しておいていただければと思います。
1:31:38	はい。
1:31:39	衛藤。一応今日の時点でちょっと追加で確認したい点は以上ですかね。はい。
1:31:44	規制庁側追加で何かありますかよろしいですか。
1:31:47	はい。
1:31:48	事業者側から何かここまで確認ってありますかなければ最後スケジュール感だけ確認をさせていただきたいと思いますけども。
1:31:56	九州電力松本です結集電力からはコメントありません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:01	はい。規制庁西ですありがとうございます。最後にスケジュール感ですけども、今日ちょっといろいろ事実確認させていただいた事項を追加でちょっと補足説明資料の方更新いただく形で、
1:32:12	まずはご提唱のご提出をいただくのかなと思ってますんで、いただいたものを踏まえて、その部分追加でヒアリングで確認する必要があるかどうか。
1:32:21	なかった場合に、のほかに、それ以外の部分申請書全般的なところで確認する必要があるかどうか、こちらの方で各確認を進めて、必要があればヒアリングっていうような流れかなと思ってますけども、
1:32:35	でき次第まず送っていただくっていうところですかね、あまり何かすごいせっぱ詰まっているとかそういう状況ではないと認識しているので、12週間くらいで、
1:32:47	資料を出していただいて、そのあと必要に応じてヒアリングっていうところで考えてますけど何か認識にずれがあれば、
1:32:53	説明をお願いします。
1:33:00	少々お待ちください。
1:33:21	九州電力の松元です。ちょっと資料の提出についてなんですけども、ちょっと時間のかかりそうなものもちょっとありまして、できたものから順にご提出するといった形でもよろしいでしょうか。
1:33:36	はい。規制庁西内ですそこら辺の具体的な部分はまた東京支社を通じて事務的にご連絡をいただければと思いますので、こちら柔軟に対応はさせていただきたいと思いますので、はい。
1:33:50	トクダアノあれですよ。すごい急いで例えば来週中にもう1回ヒアリングをお願いしたいとそういう事項は特にないと思う。そういう状況ではないと思ってますけど、あそこの認識は合ってますよね。
1:34:00	その認識が合っていればあとはちょっとまた、でき次第またお持ちいただくっていうところかなと思いますけど。
1:34:10	少々お待ちください。
1:34:25	九州電力の松本です。はい。ご認識の通りです問題ございません。そこまで急いでいるものでもないなので、はい。
1:34:33	金のヒアリングは、第、必要ございません。はい。規制庁西内ですわかりました。まず今日のコメントを踏まえて補足説明資料充実いただいたんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:44	東京支社を通じてまた事務的にご連絡をいただければと思います。はい。全体通してですけど九州電力側から何かありますかよろしいですか。
1:35:04	九州電力松本です。はい。こちらから追加はございません。はい。規制庁側からも全体として何かありますかよろしいですか。
1:35:11	はい。
1:35:12	はい。藤では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:35:19	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。